

注記（一般会計等財務書類）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法………取得原価

ただし、開始時の評価基準は基準モデルによっており、その主な評価方法については、次のとおりです。

- ① 平成 19 年度以前に取得したもの……………再調達原価
- ② 平成 20 年度以後に取得したもの……………取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券……………取得原価
- ② 出資金……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8 年～50 年

工作物 7 年～60 年

物品 3 年～20 年

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徹収不能引当金

未収金及び長期延滞債権について、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徹収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から、退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、退職手当組合における積立金額の運用益のうち武豊町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（武豊町の公金の管理及び運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
半田市土地開発公社	- 百万円	- 百万円	2,500 百万円	2,500 百万円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 - %

連結実質赤字比率 - %

実質公債費比率 △1.7%

将来負担比率 23.0%

- ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

事業名	金額
知多武豊駅東土地区画整理事業	181 百万円
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	94 百万円
舗装補修工事	7 百万円
社会保障・税番号システム整備費補助事業	4 百万円
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	3 百万円
筆界特定委託料	1 百万円
計	290 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和 4 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産 11 百万円 (11 百万円)

土地 11 百万円 (11 百万円)

令和 4 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、不動産鑑定評価を基に評価しています。

上記の（ ）は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 5,294 百万円

- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	9,564 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	756 百万円
将来負担額	16,811 百万円
充当可能基金額	3,277 百万円
特定財源見込額	3,418 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	8,088 百万円
④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額	29 百万円
⑤ 道路、河川及び水路の敷地の評価額	
ア 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の原則的な評価基準及び評価方法によった場合の評価額	
9,402 百万円	
イ 貸借対照表に計上されている評価額	28,962 百万円
本町では基準モデルに基づいた評価基準及び評価方法によっており、アの金額とは差異が生じています。	

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における基金を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

△1,706 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	18,254 百万円	17,127 百万円
繰越金に伴う差額	△287 百万円	－
地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額	－	482 百万円
資金収支計算書	17,967 百万円	17,609 百万円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

<u>業務活動収支</u>	1,508 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	426 百万円
未収債権額の減少	△9 百万円
減価償却費	△1,090 百万円

賞与等引当金の減少	15 百万円
退職手当引当金の減少	17 百万円
徴収不能引当金の減少	9 百万円
資産除売却益	3 百万円
出資金の評価減（特別損失）	△1 百万円
その他	△0 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>878 百万円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 500 百万円

一時借入金に係る利子額 - 百万円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

有形固定資産の無償取得 166 百万円